

## 笠間市乳児等通園支援事業の認可について

### 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

乳児等通園支援事業は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、全ての自治体で実施し、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園制度です。

項目	内 容
1 対象となるこども	保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない生後6か月から満3歳未満
2 利用可能時間	こども一人あたり月10時間を上限

### 2 事業実施事業者の認可について

児童福祉法第34条の15第2項に基づき、民間保育施設等が事業を実施する場合は、市町村の認可が必要となり、認可をしようとするときは、同条第4項の規定に基づき、児童福祉に係る方からの意見聴取を行うものです。

参考) 児童福祉法抜粋

- 第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。
  - 3 (省略)
  - 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聽かなければならない。

### 3 認可申請

令和7年12月から事業を実施する事業者を募集したところ、3事業者から応募がありました。

#### (1) おしのべこども園（認定こども園）

設 置 者	社会福祉法人八龍
住 所	笠間市押辺2709-561
利 用 定 員	3人
事 業 の 種 類	一般型（在園児合同実施）
開 所 日	火曜日 水曜日 木曜日

#### (2) ともべ幼稚園（認定こども園）

設 置 者	学校法人ともべ学園
住 所	笠間市東平2-11-7
利 用 定 員	4人
事 業 の 種 類	一般型（専用室独立実施）
開 所 日	火曜日 水曜日

#### (3) めぐみこども園（認定こども園）

設 置 者	社会福祉法人旭福祉会
住 所	笠間市下郷4407-2
利 用 定 員	9人
事 業 の 種 類	余裕活用型
開 所 日	月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日

#### 事業の種類

一般型（在園児合同実施）	定員を別に設け、在園児と一緒に過ごす
一般型（専用室独立実施）	専用室を設けてこども誰でも通園を利用するこども同士で過ごす
余裕活用型	保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う